

道路占用料改定一覧表

占用物件		単位	改正占用料	現行占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線等)	第1種電柱 (3条以下、小柱)	1本につき1年	2,050	1,710	
	第2種電柱 (4、5条)		3,160	2,640	
	第3種電柱 (6条以上)		4,390	3,660	
	第1種電話柱 (3条以下)		1,160	970	
	第2種電話柱 (4、5条)		1,870	1,560	
	第3種電話柱 (6条以上)		2,620	2,190	
	その他の柱類 (支柱=減免、支線柱)		210	180	
	共架電線その他上空に設ける線類 (ゆうせん、SNU=減免)	長さ1メートルにつき1年	24	20	
	地下電線その他地下に設ける線類		12	10	
	路上に設ける変圧器(地上用変圧器、多回路閉 閉器、低圧分岐装置、自立型キャビネット)	1個につき1年	2,160	1,800	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440	1,200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話 所(RT-BOX、電話BOX、PHS=50%減免等) 郵便差出箱	1個につき1年	3,160	2,640	
	郵便差出箱		1,870	1,560	
	広告塔 (交通安全塔)	表示面積1平方メートルにつき1年	10,720	8,940	
その他のもの(カーブミラー、マンホール、ハントホール、 ベンチ、灰皿、積算電力計盤、送電塔、バス停上 屋=50%減免)	占用面積1平方メートルにつき1年	3,160	2,640		
法第32条第1項第2号に掲げる物件(水 管・ガス管、地中管等、マンホール・ハントホ ール=管類の投影面積として減免)※電線類を 撤去し地下に埋設した場合及び上空に電 線類が設置されていない道路に新たに地 中に設けた電線類は減免	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	96	80	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満の もの		140	120	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満の もの		180	150	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満の もの		210	180	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満の もの		280	240	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満の もの		390	330	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満の もの		550	460	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		970	810	
	外径が1メートル以上のもの		1,950	1,630	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	3,160	2,640	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び 地下室	階数が1のもの	AIに0.005を乗じて得た額	AIに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	AIに0.008を乗じて得た額	AIに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	AIに0.01を乗じて得た額	AIに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路 (横断歩道橋)		5,360	4,470	
	地下に設ける通路 (地下通路)		3,210	2,680	
その他のもの (地下駐車場、防火地下水槽)		3,160	2,640		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの(露 店)	占用面積1平方メートルにつき1日	99(1か月以上の場合は、90)	88(1か月以上の場合は、80)	
	その他のもの (商品置場、売店、コインロッカー)	占用面積1平方メートルにつき1月	1,000	840	
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ であるものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,060	890
		その他のもの(バス案内看板、袖 看板=30%減免、巻看板)	表示面積1平方メートルにつき1年	10,720	8,940
	標識(バス停標識=50%減免、消防標識、基準点 =免除)	1本につき1年	2,530	2,110	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	99(1か月以上の場合は、90)	88(1か月以上の場合は、80)
		その他のもの	1本につき1月	1,000	840
	幕(令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	99(1か月以上の場合は、90)	88(1か月以上の場合は、80)
		その他のもの(横断幕=減免)	その面積1平方メートルにつき1月	1,000	840
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,720	8,940
その他のもの			5,360	4,470	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 (4号:足場、仮囲い等)		占用面積1平方メートルにつき1月	1,060	890	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 (6号:仮設建築物等)			400	340	